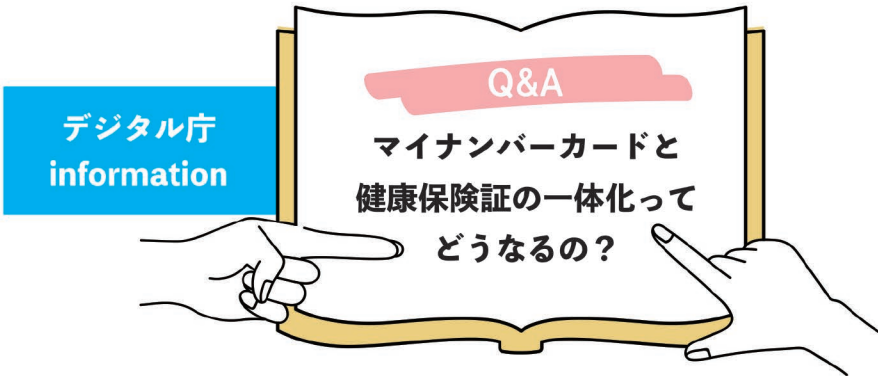




# 知って得する！ マイナンバーカード vol.7



＼ 2023年4月から ＼

全ての医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用し受診できるようになります。  
保険証として使うにはマイナポータルでの申込みが必要です。



**Q1**  
マイナンバーカードを持っていないと診療を受けられないの？

従来の保険証でも今までと変わりなく診療を受けることができます。マイナンバーカードで受診すると、病院等で過去の診療記録を確認することができるため、よりよい診療を受けることができます。



**Q2**  
従来の保険証よりも診療報酬が高くなりますか？



マイナンバー  
初診料 **6**円

マイナンバーカードで受診したほうが、**初診料が安くなります。**



従来の保険証  
初診料 **12**円



**Q3**  
マイナンバーカードを人に見られても大丈夫？

大丈夫です。マイナンバーだけ、または名前とマイナンバーだけでは情報を引き出したり悪用することはできません。マイナンバーを使う手続きでは、顔写真で本人確認することが義務付けられています。



**Q4**  
マイナンバーカードを紛失した時に、ICチップの情報が流出するのが怖いです。

ICチップには、税や年金、医療などに関する情報は記録されていません。不正に情報を読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組みになっています。



**Q5**  
マイナンバーカードに紐づけられた個人情報が流出することはないの？

マイナンバーカードを利用して個人情報を見ることができるのは、各種手続きを行う**行政職員のみ**です。行政職員であっても、担当する業務に関する個人情報以外の取扱いはできません。

マイナンバーに関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

平日 9:30 ~ 20:00

土日祝 9:30 ~ 17:30 (年末年始を除く)